

理学療法士のモラル



一般社団法人 **岡山県理学療法士会**

なぜ、今モラルか？

理学療法士数の増加に伴い



理学療法士による犯罪の増加

理学療法士協会は専門職として
高いモラルを要求している

平成22～29年度理学療法士行政処分

行政処分	内容	件数
免許取り消し 4件	放火・詐欺未遂・詐欺	1
	強姦致傷・詐欺未遂・詐欺・放火	1
	準強制わいせつ	1
	強姦未遂・強盗	1
免許使用停止 19件	わいせつ関連	5
	道路交通法違反関連	5
	覚せい剤取締法違反・業務上横領	1
	住居侵入・窃盗・有印私文書偽造・詐欺	1
	住居・建造物侵入	3
	暴力行為	1
	名誉毀損	2
迷惑防止条例違反	1	

国家試験合格→免許交付

免許申請 免許交付

調査施行

過去にスピード違反、飲酒運転
暴力事件などの罰金以上の処罰等の有無

免許発行に遅れまたは発行されない

* 免許交付までの間に過去に処罰等の有無を調査をしている
処罰内容によっては免許発行に遅れ、場合によっては発行されない場合がある

療法士免許取得後は・・・

罰金以上の刑に処せられると



厚労省医道審議会にかけられる場合がある

(理学療法士作業療法士倫理部会)

例年3月開催で審議



厚生労働大臣が行政処分を執行

免許取り消しまたは名称使用停止

罰金以上の刑とは

道路交通法関連で言えば

- 30km未満のスピード違反、駐車違反は反則金
- 罰金にあたるものは酒気帯び運転、30km以上のスピード違反、人身事故
- 罰金(刑事罰の一種)→交通違反による罰金刑は略式命令、略式裁判の手続きを経て下される
- 実際に裁判所への呼び出しはないが”前科“になる

前科がつくということとは

- 検察庁の作成する「前科調書」や警察が保管している情報(個人情報)に記載される。
- 刑罰を受けなくても、捕まった前歴があればそれも記載される。
- このような記録が簡単に表に出てくることはないが、例えば交通事故を起こして刑事事件の裁判になった場合、初犯かどうかなどの情報を基に**判決**が下される

前科前歴情報が使われる

行政処分

- 免許取り消し → 理学療法士として働けない
- 名称使用停止 → 停止期間中
診療報酬、介護報酬請求不可

雇用主としてその職員を
雇い続ける意味はあるか？

医道審議会までの流れ

事件、事故発生



刑が確定



都道府県知事が処分の必要性を判断



厚生労働大臣に具申



医道審議会開催→処分確定

事件、事故と行政処分のタイムラグ

刑が確定→罰金の支払い終了・示談成立
本人、家族、職場が解決したと思った矢先



医道審議会にて処分確定（発生後2～3年後）
刑が確定しないと医道審議会は開催されない
（法的、金銭的、社会的制裁後に処分確定）



つらい過去に引き戻される
社会的信頼や期待が大きいほどその代償も大きい

平成24年の交通事故

- 理学療法士が加害者の事故3件→死亡者3名
- いずれも通勤途中、業務中の事故
- 一瞬の事故が自分自身や自分の家族、被害者や被害者の家族の人生を狂わすことになる
- 自動車運転の際は細心の注意を

自動車による飲酒運転

- 深夜まで飲酒
- 当日ではなく翌日の日中に車を運転し交通事故
- 場合によっては逮捕されるケースもある

アルコール検査にて
基準値を超えると

自転車による違反・事故

- 酒酔い運転→懲役5年以下または100万円以下の罰金
- 女性会社員と横断歩道を歩行中の女性が衝突し、歩行者女性が死亡→加害女性が重過失致死で書類送検された
- H23年、医師が自転車同士で正面衝突で女性死亡、医師が現行犯逮捕された

自転車事故多額損害賠償事例

- 男子高校生が対向車線を走行中、男性会社員と自転車同士で衝突し、男性会社員は重度障害が残り、高校生に**9266万円**の損害賠償命令
- 男性がペットボトルを片手で走行中、横断歩道を歩行中の女性と衝突。被害者は脳挫傷等で3日後に死亡し、**6779万円**の損害賠償命令
- 男性会社員が自転車で赤信号を無視し、横断歩道に侵入。横断歩道を歩行中だった女性に衝突し死亡→**4746万円**の損害賠償命令

女子大生スマホ自転車死亡事故

- 平成29年12月7日、女子大生が運転する自転車と歩行者(77)が衝突
- 2日後に歩行者は搬送先の病院で死亡
- 当時、女子大生は片手にスマホ、対側手にジュース、片耳にはイヤホンを装着し運転
- 女子大生は重度過失致死で書類送検



- 横浜地裁で禁固2年、執行猶予4年の有罪判決

医療職がひき逃げ事件を起こした場合

- 一般の方と医療職では量刑が大きく異なる
- 医療職が救護義務を怠った場合、厳罰に処せられる
- 国民からするとけが人が目の前にいながら、医療職が処置をしなかった→反感感情が生まれる
- ヘルパーと理学療法士が歩行練習中に転倒、骨折させた場合、理学療法士の方が責任が重くなる

専門性が確立されればされるほど、社会が理学療法士の業務を認知し、期待されれば期待されるほど責任は重くなる

ひき逃げ事案

加害者(理学療法士)が事故現場を**わずかな間**離れた
被害者にとっては何分間も放置されたように感じた



負傷者救護義務違反
危険防止措置義務違反



理学療法名称使用停止処分

万が一事故を起こした場合、絶対にその場から離れない！

暴行罪とは

「殴る、蹴る、突き飛ばすなどでけがをさせてしまう？」

殴る、蹴るの結果、相手が怪我をした→傷害罪

殴る、蹴るの結果、相手が怪我をしなかった→暴行罪

暴行罪の中身

腕をつかんで引っ張る、襟首をつかんで引っ張る

肩口を小突くなども状況によっては暴行罪成立

暴行罪適応事例

仕事上の揉め事から、腕をつかんで引っ張り、押し問答になり、見ていた人が警察に通報

理学療法士逮捕

暴行罪の罰則

2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料になる

暴行罪により罰金刑または懲役が下された場合
免許取り消しまたは名称使用停止の可能性あり

無免許での業務

- 2014年2月に国家試験に合格したにも関わらず、免許の申請を行わず、理学療法業務に従事していた者が職場を懲戒解雇になった

新聞報道より

- その間の診療報酬返還



病院にとってはかなりの痛手になる

強制わいせつと取られることも

- 説明と同意が不十分な場合、強制わいせつで訴えられることもある
- 先輩理学療法士と新人・後輩、実習指導者と学生

事例

- 患者の治療中に股間を触ったとして、患者から訴えられ、理学療法士が逮捕された

インフォームドコンセントの重要性

SNSの注意

- 業務上における守秘義務及び個人情報保護の徹底
- 最近多いのが個人的なSNSへの情報の書き込み
- ほとんどが患者さん個人や職員を特定できる情報は伏せられているが、本人が目にしたら自分だとわかってしまうようなきわどい内容のものもある
- 書き込みしている本人は事の重大性を認識していないことが多い



個人情報特定でき、拡散すると大きな問題に

免許とは

- 免許を持たない国民に認められていない行為が可能になる
- 一般の国民にはない特権が付与される
- この特権は国民の信頼の上に成り立っている



- 業務上、業務外、故意、過失にかかわらず、国民の信頼を裏切る行為は免許の効力を失わせることがあっても当然
- 「悪気はなかった」「酒の上でのことだから」では済まされない

警察職、教師、医療職、政治家

- 高いモラルがあると認識されている
- 協会にも倫理規定があり、専門職として高いモラルを要求されている
- 不祥事を起こすと大きく職種名が報道される
- 個人だけでなく、所属施設、所属団体の名誉を大きく傷つけることになる

国家資格者として自覚ある行動を

